

特措法に基づく措置

計画に基づく除染

除染のフォローアップ

①効果の維持確認・
フォローアップ除染

詳細事後モニタリング

効果の維持確認

フォローアップ除染

除染後測定

②継続モニタリング

※線量等に応じて設計

③住民へのきめ細かな対応

地域住民からの情報に現場で対応する

○現場の確認

○モニタリング

○リスコミ

○現場での対応

①～③は必要に応じて選択

その他の対策※
(例)

※関係省庁、自治体等と連携

<健康管理・リスコミ>
○個人線量の把握・管理
○保健活動・健康相談 等

<その他放射線防護>
○モニタリング
○日常の手入れ・清掃
○生活行動への助言 等